

# FP のための 会計・税務 ZOOM UP!

Vol.3

## 東日本大震災への 税制上の対応

生じた損失額を平成22年分の総所得金額等から雑損控除として控除できるようにになるとともに、控除しきれない損失額についての繰越期間が現行の3年から5年になる。住民税については平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度以後の年度分について控除を適用することができる。

また、災害減税法による所得税の免税措置についても、平成22年分所得での適用が可能になる。

### (2)被災事業用資産の損失の特例

事業所得者等が保有する棚卸資産、事業用資産等について、震災により損失が生じた場合（以下、被災事業用資産の損失）、その損失額を平成22年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができる。

また、青色申告者については、被災事業用資産以外の損失を含めて、平成22年分所得で純損失が生じた場合には、平成21年分所得への繰戻し還付ができる。

さらに、被災事業用資産の損失（平成22年分を含む）による純損失および平成23年において生じた純損失について、繰越可能期間が現行の3年から5年になるとともに、保有資産に占める被災事業用資産の割合が10

%以上である場合には、被災事業用資産以外の損失を含めて、繰越可能期間が5年になる。

### (3)住宅ローン減税、財形住宅・年金貯蓄

住宅ローン減税の適用住宅が、震災により減失等しても、平成24年分（住民税は平成25年度）以降の減税対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用することができる。

また、勤労者が、震災により被害を受けたことにより、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に、財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄の目的外払出しを行う場合には、その貯蓄に係る利子等に対する遡及課税等は行われない。

### (4)震災関連寄附に係る所得税の寄附金控除の拡充

平成23年3月11日から平成25年末までの間の震災関連寄附金（国または震災により著しい被害が発生した地方公共団体に対する寄附金など）について、所得税の寄附金控除の控除対象限度額が、現行の総所得金額等の40%から80%相当額になるとともに、認定NPO法人および共同募金会連合会に対する震災関連寄附金のうち被災者の支援活動に必要な資

平成23年4月27日に東日本大震災（以下、震災）の被災者の税金の負担を軽減するため、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案」「地方税法の一部を改正する法律案」が参議院で可決、成立した。

本稿では、この法律のうち個人に関する税制について主なものを概説する。

### 1. 所得税・住民税

#### (1)雑損控除の特例等

震災により住宅、家財等について

### 3. 登録免許税

#### (1)被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除

震災により住宅や工場などの建物に被害を受けた個人（法人も同様）が、滅失した建物に代わるものとして取得をした建物の所有権の保存・移転の登記またはその建物の敷地の用に供する土地の所有権（地上権・賃借権）の移転（設定）の登記で、平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に受けるものについては、一定の要件の下、登録免許税が免除される。

#### (2)被災した船舶等の再建造等に係る登録免許税の免除

震災により船舶等に被害を受けた個人（法人も同様）が、滅失した船舶等に代わるものとして取得をした船舶の所有権の保存・移転の登記または航空機の新規・移転登録で、平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に受けるものについては、一定の要件の下、登録免許税が免除される。

### 4. 固定資産税、都市計画税

津波による被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内の土

地・家屋について、平成23年度分の課税が免除されるとともに、震災によりにより滅失・損壊した住宅（被災住宅）の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）を被災後10年度分については、住宅用地とみなし、固定資産税・都市計画税が軽減される。

また、被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地（以下、被災代替土地）を平成33年3月末までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなし、固定資産税・都市計画税が軽減される。

さらに、震災により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（以下、被災代替家屋）を平成33年3月末までの間に取得し、または改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後2年度分3分の1が減額される。

### 5. 不動産取得税

被災家屋の所有者等が被災代替家

した場合には、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例が講じられるとともに、被災代替家屋の敷地の用に供する土地で、被災家屋の敷地の用に供されていた土地（従前の土地）に代わるものを平成33年3月末までの間に取得した場合には、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例が講じられる。

### 6. 自動車関連

震災により滅失・損壊した自動車に代わる自動車を平成26年3月末までの間に取得した場合には、自動車取得税が非課税になるとともに、平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税も非課税になる。



（注）青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、新潟市、新潟県中魚沼郡津南町および長野県下水内郡栄村をいう。



**鳥毛拓馬**  
大和総研  
資本市場調査部  
制度調査課 AFP  
金融・証券税制、金融商品会計制度の調査に「証券法」に従事。著書として、「証券投資のための会計・税務」（共著、大和証券刊）など。

金に充てられるものについて、その寄附金の額が2000円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）をその年分の所得税額から控除できる。

### 2. 相続税・贈与税関係

#### (1)指定地域内の土地等の評価に係る基準時の特例、申告期限の延長

平成23年3月10日以前に取得した財産に係る相続税・贈与税で同月11日以後に申告期限が到来するものについて、指定地域（注）内の土地等および一定の非上場株式等の価額を、震災発生直後を基準とした評価額にすることができるとともに、その申告期限が延長された。

#### (2)住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等

住宅取得等資金の贈与税の特例の適用を受けようとしていた住宅が、震災により滅失して居住できなくなった場合には、その住宅への居住要件が免除された。さらに、贈与された住宅取得等資金について贈与税の特例を受けようとしていた者が、震災により新築などができない場合、その期限を1年延長するなどの措置が講じられた。